



三重県公報

平成29年2月10日(金)

第 2876 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
77	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
78	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
79	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
80	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(同)	3
81	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	3
82	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出	(同)	3
83	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	3
84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	4
85	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産経営課)	4
86	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
87	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
88	建築士法第15条第3号に該当する者の基準	(建築開発課)	6
公 安 委 告 示			
17	運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示	(公安委員会)	7
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	9
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	9
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	10
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建設業課)	10
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	10

告 示

三重県告示第 77 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205374	訪問介護なないろ	四日市市あかつき台 2 丁目 2 番 95 号	株式会社二葉屋	平成 29 年 2 月 1 日	訪問介護
2470400850	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地 A101	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	訪問介護
2470802592	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 2 月 1 日	訪問介護
2460490077	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地 A105	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	訪問看護
2470400868	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	通所介護
2471301180	笑みの里リハビリデイサービスセンター桔梗が丘	名張市桔梗が丘五番町八街区 1829 番 4	社会福祉法人明光会	平成 29 年 2 月 1 日	通所介護

三重県告示第 78 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205382	居宅介護支援事業所北にじ	四日市市伊坂町 1636-3 番地	イズム株式会社	平成 29 年 2 月 1 日	居宅介護支援
2470400843	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地 A102	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	居宅介護支援
2470802584	ひかりの橋ケアプランセンター	伊勢市常磐 2 丁目 8 番 28 号	医療法人全心会	平成 29 年 2 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 79 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205374	訪問介護なないろ	四日市市あかつき台 2 丁目 2 番 95 号	株式会社二葉屋	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護
2470400850	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地 A101	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護
2470802592	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護

2460490077	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地 A105	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護
2470400868	ナーシング三重	亀山市川崎町 4855 番地	株式会社テクノケア三重	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防通所介護
2471301180	笑美の里リハビリデイサービスセンター桔梗が丘	名張市桔梗が丘五番町八街区 1829 番 4	社会福祉法人明光会	平成 29 年 2 月 1 日	介護予防通所介護

三重県告示第 80 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410505867	榊原温泉病院介護療養型医療施設	津市榊原町字石ノ戸 1033-4	医療法人暁純会	平成 29 年 1 月 31 日	介護療養型医療施設

三重県告示第 81 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450200387	株式会社ワンプレイス	四日市市生桑町 234-1	わかば四日市	四日市市南松本町 6 番地 4	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 2 月 1 日
2450200379	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町 2 丁目 11 番 9 号イトーピア橋本ビル 2 階	アプリ児童デイサービス四日市芝田	四日市市芝田 2-1-2	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 2 月 1 日
2450300385	特定非営利活動法人なごみ	鈴鹿市三日市 1-19-8	放課後等デイなごみクラブ	鈴鹿市深溝町 1669 番地	放課後等デイサービス	平成 29 年 2 月 1 日
2450300377	株式会社エンジョイ	鈴鹿市南玉垣町 3053 番地 8	エンジョイスマイルランド	鈴鹿市算所 1 丁目 3 番 11 号多貴 BLD1 階	児童発達支援	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 82 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200155	株式会社わんぴーす	四日市市南松本町 6-4	わかば四日市	四日市市南松本町 6-4	放課後等デイサービス	平成 29 年 1 月 31 日
2450200239	介護ジャパン三重株式会社	四日市市芝田二丁目 1-2	アプリ児童デイサービス四日市芝田	四日市市芝田二丁目 1-2	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 1 月 31 日

三重県告示第 83 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410301275	株式会社ブレイクスルー	愛知県名古屋市 中区大須 1 丁目 22 番 26 号	TRUE B EAUTY	鈴鹿市神戸 1 丁目 22-35 第 4 不 二ビル 1 階	就労移行支援	平成 29 年 2 月 1 日
2411200658	特定非営利活動法人伊賀の友	伊賀市上野万町 2334-1	伊賀の友	伊賀市下友生 2367 番地	就労移行支援	平成 29 年 2 月 1 日
2410400226	株式会社ラシーヌ	亀山市小下町 656 番地 3	ラシーヌけん こうソムリエ ファーム	亀山市小下町 656 番地 3	就労継続支援 B 型	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 84 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局	徳山薬局	名張市桔梗が丘 1-6-80	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	いなこ保険薬局	伊賀市沖 31 番 2	平成 29 年 2 月 1 日
薬局	エンゼル薬局 多度駅前店	桑名市多度町小山字尾津平 1874-4	平成 29 年 2 月 1 日
薬局	ハート調剤薬局	桑名市赤尾 2031-2	平成 29 年 2 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション 桜	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 85 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

海野加入区

三重県告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市菰野大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字大強原字松山 2787 番 1 地先から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3810 番地先まで	旧	15.50～32.80	90.44
	新	16.70～36.20	90.44

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字北元田 1659 番 1 地先内	旧	9.12~9.25	2.11
	新	9.16~9.78	2.11

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字西広口 1898 番 1 地先から 四日市市山之一色町字西広口 1914 番地先まで	旧	7.80~10.95	100.77
	新	9.61~11.12	100.77

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字西広口 1936 番 1 地先から 四日市市山之一色町字西広口 1940 番 1 地先まで	旧	8.01~8.22	40.88
	新	8.81~9.50	40.88

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字大吉鍛冶谷 1559 番 9 地先から 鳥羽市浦村町字大吉鍛冶谷 1558 番 17 地先まで	旧	4.10~6.50	46.30
	新	4.90~6.80	46.30

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字大吉鍛冶谷 1558 番 17 地先内	旧	4.60~5.80	49.40
	新	5.40~10.50	49.40

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長尾板屋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町大栗須字大堀上ミ 78 番 1 地先内	旧	4.00~7.60	38.00
	新	4.50~11.60	38.00

三重県告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南濃北勢線	いなべ市北勢町二之瀬字御弁当谷 1714 番 1 地先内	平成 29 年 2 月 10 日
県道 四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字大強原字松山 2787 番 1 地先から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3810 番地先まで	平成 29 年 2 月 10 日
県道 大淀港斎明線	多気郡明和町大字大淀字寺前 2417 番 1 地先から 多気郡明和町大字大淀字寺前 2412 番 1 地先まで	平成 29 年 2 月 10 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町字福浦 306 番 17 地先から 鳥羽市安楽島町字大カタ 329 番 24 地先まで	平成 29 年 3 月 1 日
県道 長尾板屋線	熊野市紀和町大栗須字大堀上ミ 78 番 1 地先内	平成 29 年 2 月 10 日

三重県告示第 88 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号に規定する同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築士法第 15 条第 3 号に該当する者の基準

1 次の表（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第 14 条第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 743 号。以下「告示第 743 号」という。）の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	告示第 743 号の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2 年
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	告示第 743 号の第一に規定する科目	0 年
	告示第 743 号の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	告示第 743 号の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 744 号。以下「告示第 744 号」という。）の第一に規定する科目（告示第 744 号の第一中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	4 年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）の規定の例によるものとする。

2 次の表（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校	2 年	告示第 743 号の第一に規定する科目	0 年
		告示第 743 号の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
		告示第 743 号の第一に規定する科目（告示第 743 号の第一中「四十単	2 年

		位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	
	1年	告示第744号の第一に規定する科目	3年
学校教育法による中学校 又は義務教育学校	2年	告示第744号の第一に規定する科目（告示第744号の第一中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第一に規定する科目（告示第744号の第一中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。）	5年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表 (い) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表 (ろ) 欄に掲げる年数以上で、同表 (は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表 (に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第743号の第一に規定する科目（告示第743号の第一中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	告示第743号の第一に規定する科目（告示第743号の第一中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	告示第744号の第一に規定する科目	3年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	告示第744号の第一に規定する科目	3年
	2年	告示第744号の第一に規定する科目（告示第744号の第一中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第一に規定する科目（告示第744号の第一中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。）	5年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
5 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
2 建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者を指定(平成20年三重県告示第738号)は、廃止する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第17号

三重県道路交通法施行細則(昭和43年三重県公安委員会規則第3号)第27条第2項及び第29条の2第1項の規定により、運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を次のように定め、平成29年3月12日から施行します。

運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示(平成26年三重県公安委員会告示第49号)は廃止し、平成29年3月11日限り、その効力を失います。

平成29年2月10日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

- 1 三重県警察本部交通部運転免許センターで行う運転免許試験、検査、審査及び再試験

(1) 実施日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、当日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項第1号及び第3号に掲げる日(以下「休日等」といいます。)に当たるときは行いません。

(2) 試験の方法

技能試験、外国の行政庁の免許を有する者に対する試験及び検査については、別に日時を指定して行います。

(3) 試験等の区分別申請受理時間

試験等の区分	受験者等の区分	申請受理時間	
運転免許試験（運転免許証の有効期間満了による失効者、病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者及び外国の行政庁の免許を有する者に対する試験を除きます。）	技能試験、学科試験及び検査の初回受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで	
	技能試験及び検査の2回目以降の受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで	
	学科試験2回目以降の受験者	指定自動車教習所の卒業証明書を有する受験者及び公安委員会の検査合格証明書を有する受験者 その他の受験者	実施日の午後1時から午後1時15分まで 実施日の午前8時30分から午前9時まで
	技能試験及び学科試験免除の受験者	実施日の午前9時30分から午前10時まで	
運転免許証の有効期間満了による失効者に対する試験	有効期間が満了した日の翌日から6月以内の受験者 やむを得ない理由のため有効期間が満了した日の翌日から6月以内に試験を受けることができなかった受験者（当該事情がやんだ日から1月以内であり、かつ、失効した日から3年を経過していない場合に限り。）	実施日の午後1時から午後1時30分まで	
	有効期間が満了した日の翌日から6月を超え1年以内の受験者（大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許に限り。）	実施日の午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時まで	
病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者に対する試験	病気等を理由に免許を取り消され、その後、病気等の回復等により取り消された免許を再取得する受験者（免許が取り消された日から3年を経過していない場合に限り。）	実施日の午後1時から午後1時30分まで	
外国の行政庁の免許を有する者に対する試験	全受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで	
再試験	全受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで	
審査	指定自動車教習所の技能審査合格証明書を有する受審者	実施日の午前8時30分から午前9時まで	
	大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る限定解除の受審者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで	
	その他の免許に係る限定解除の受審者	実施日の午前9時30分から午前10時まで	

2 警察署で行う運転免許試験及び審査

(1) 実施日及び申請受理時間

警察署長の定める日時とします（住所地を管轄する警察署で受験する場合に限り。）。

(2) 試験等の種類

ア 全ての警察署で行う運転免許試験及び審査

(ア) 指定自動車教習所の技能審査合格証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限り。）を有する者に係る審査

(イ) 運転免許証の有効期間満了による失効者（有効期間が満了した日の翌日から6月以内のものに限り。）に対する適性試験

イ 尾鷲警察署、熊野警察署及び紀宝警察署のみで行う運転免許試験

小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許に係る適性試験及び学科試験

3 三重県熊野庁舎で行う運転免許試験

(1) 実施日

毎月の第1水曜日及び第3水曜日。ただし、当日が休日等に当たるときその他やむを得ない理由により試験会場が使用できないときは行いません。

(2) 試験の種類

指定自動車教習所の卒業証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、

大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限ります。)及び公安委員会の検査合格証明書(大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許に係るものに限ります。)を有する者に係る適性試験及び学科試験

(3) 申請受理時間

実施日の午前 10 時 30 分から午前 11 時まで

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室試験係(電話 059-229-1212 内線 362)へ問い合わせてください。

公 告

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 29 年 4 月 2 日まで縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 29 年 1 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 生活支援つつじ・春日丘

(2) 代表者の氏名

小引 福夫

(3) 主たる事務所の所在地

名張市つつじが丘南 3 番町 205 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して生活支援に関する事業を行い、もって住民の健やかなる生活の手助けに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成 10 年三重県規則第 69 号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 2 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 29 年 1 月 31 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 忍 n i n の森

(2) 代表者の氏名

仙波 由美子

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市柘植町 5377 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者に対して、保護と支援に関する事業を行い、共生社会を築き、伊賀の観光や発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成29年4月2日まで縦覧に供します。

平成29年2月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成29年1月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

OFM

(2) 代表者の氏名

小倉 弘毅

(3) 主たる事務所の所在地

津市小舟 393 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成29年2月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

年 月 日（曜日）	場 所
平成29年4月1日（土）から 平成30年1月4日（木）まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター （津市島崎町56番地）

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成29年4月1日から同年6月30日までの受付分・・・平成29年8月1日から平成30年5月31日まで

平成29年7月1日から同年10月2日までの受付分・・・平成29年11月1日から平成30年5月31日まで

平成29年10月3日から平成30年1月4日までの受付分・・・平成30年2月1日から同年5月31日まで

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）に係るものについては、別に三重県公報に掲載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問い合わせ先

三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年2月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 免許の取消しをした年月日

平成29年1月30日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

三輪 慶知

二級建築士

三重県知事登録第 10284 号

3 免許の取消しの理由

二級建築士免許取消申請（上位資格取得）があったため

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
